

第1章 計画策定の意義

第1節 計画策定の趣旨

第1項 策定の趣旨

本計画は、高齢者人口の急増に伴う要介護・要支援認定者の大幅な増加、認知症高齢者や一人暮らし高齢者世帯等の増加という都市型高齢化の進展、少子化等による地域社会の担い手の減少などの諸課題に対応し、誰もがその個性に応じて主体的に暮らすことができる「明るく活力ある高齢社会」を築いていくことを目的として策定しています。

本計画は、基本的には第3期から第4期計画に続く理念や考え方を引き継ぐとともに、高齢化のピークを迎える概ね平成37年を見すえ、高齢者が生きがいを感じ安心して生活を続けることができるよう、高齢者の暮らしを地域社会全体で支える体制の整備に向けて、今後3年間に実施する取組みを定めています。

第2項 計画の性格、法的位置づけ

(1) 老人保健福祉計画及び介護保険事業支援計画

都道府県は、老人福祉法に基づき市町村域を越えた広域的な見地から老人福祉事業の供給体制の確保に関する「老人福祉計画」を、また、介護保険法に基づき介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施の支援に関する「介護保険事業支援計画」を定めることとされています。

2つの計画には、高齢者が安心して生活をおくることを確保するという共通の目的があり、相互に連携を図りながら施策を推進することが有効であることから、これらを一体のものとして作成することとされています。

また、福祉、介護とともに高齢者の健康を確保する視点からいわゆる老人保健事業を含む健康増進事業の供給体制の確保とあわせた老人保健福祉計画として定めることとし、高齢者保健福祉サービスや介護サービスをはじめ、その他の関連施策も包含した高齢者計画として策定しました。

【根拠法令抜粋】

老人福祉法

(都道府県老人福祉計画)

第20条の9 第1項 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

第20条の9 第5項 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法

(都道府県介護保険事業支援計画)

第118条第1項 都道府県は、基本指針に即して、3年を1期とする介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

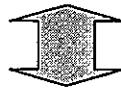
第118条第5項 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

【老人保健福祉計画及び介護保険事業支援計画の関係】

次期高齢者計画（名称）

《介護保険事業支援計画》

- ・介護サービス量*の見込み及び供給体制の確保方策
- ・介護サービスの円滑な提供を図るための方策



《老人保健福祉計画》

- ・高齢者保健福祉サービスの目標量及び供給体制の確保方策

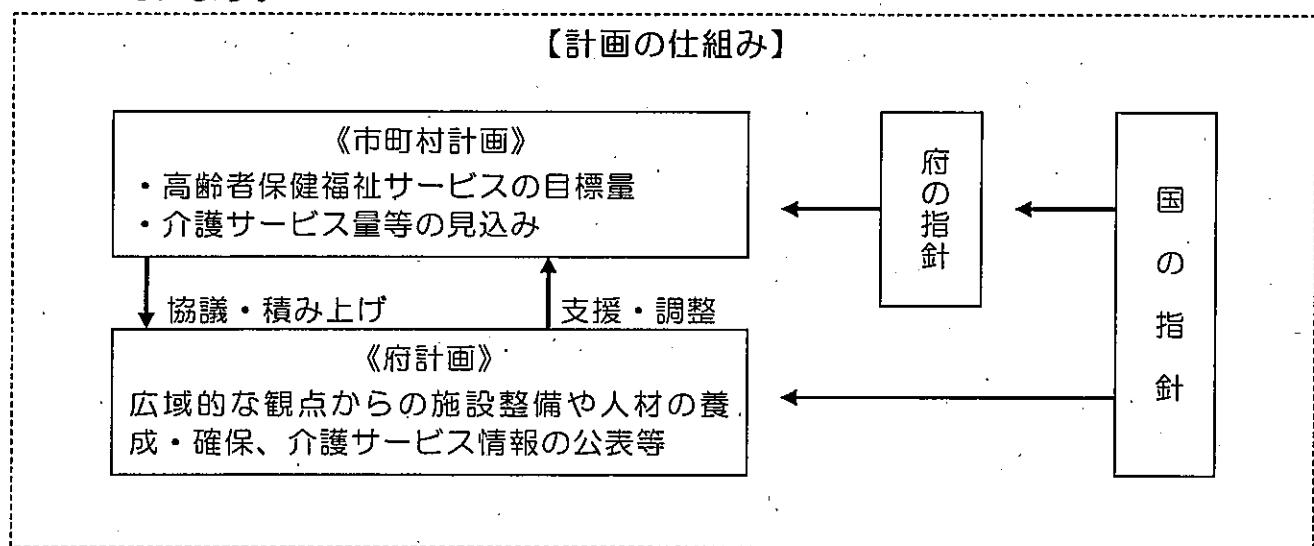
* 介護サービス量：本計画中、介護給付対象サービス量及び予防給付対象サービス量をさす。

(2) 市町村計画と府計画

市町村計画は、それぞれの地域における高齢者のニーズや保健・医療・福祉サービス基盤の状況等に基づき、高齢者保健福祉サービスの目標量や介護サービス量の見込みを定めるものです。

一方、府計画は市町村における目標量や見込みをもとにして、広域的な観点から施設整備、人材の養成・確保、介護サービス情報の公表等サービスの円滑な提供を図るために必要な体制の整備について定めるものです。

府では、市町村計画策定に際しての留意点をまとめた「市町村高齢者保健福祉計画策定指針」(平成23年8月)を示し、市町村計画と府計画との整合を図っています。



第2節 計画の基本理念

「みんなで支える 地域で支える 高齢社会」(案) ～高齢者の尊厳の保持と家庭や地域における自立の支援～

この計画においては、前計画の考え方を基本的に継承しつつ、「人権尊重の社会のもと、高齢者が自ら健康の保持増進に努めるとともに、個性と主体性を發揮し、社会の重要な一員として住み慣れた地域で自立した生活をおくれるように、地域社会全体で支援すること」を基本理念とします。

第3節 計画の基本視点

わが国では、いわゆる団塊の世代の方々が高齢者となる超高齢社会を迎える中で、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者が急速に増加すると予想されており、こうした方ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、基盤整備を着実に実施していくことが求められています。

高齢者保健福祉施策の推進にあたっては、すべての高齢者が必要なときに必要なところで、必要なサービスを享受しながら、生き生きと暮らし続けることのできる社会を目指し、利用者本位のサービス提供、様々な生活上の課題を抱える高齢者の地域生活支援体制の強化とともに、高齢者がその知識や経験を活かし、自らの価値観にしたがって能動的・主体的な生活を送ることができる環境作りがますます重要なっています。

また、支援体制の構築や施策の推進に当たっては、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に掲げられているように「一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現する」ことが何よりも重要であることから、人権に関するこれまでの取組みを踏まえ、啓発や教育の充実を図るとともに、生活習慣・社会環境・人生経験をはじめ障がいの有無や程度、心身の状況等において多様性を持つ高齢者が等しく、かつ尊厳を持って高齢者保健福祉サービスや必要な支援を享受が必要です。

府では、このような認識と方針のもと、次の基本視点に立脚して施策を展開します。

(1) 人権の尊重

同和問題や障がい者、在日外国人、ハンセン病回復者等に係る人権上の諸問題を踏まえ、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりを進めなければなりません。

このため、高齢者保健福祉施策の展開に当たっては、人権に関する各種調査等の結果を踏まえ、生活習慣や社会環境、人生経験をはじめ障がいの有無や程度、心身の状況等高齢者一人ひとりの多様な状況に応じ、個性を尊重し、高齢者が主体的に、必要なときに必要なところで、必要な情報やサービスを利用できるよう、各種制度の周知から実際のサービス利用に至るまでのあらゆる場面において、きめ細かな取組みが必要です。

(2) 利用者本位の施策推進

介護保険をはじめとする高齢者保健福祉サービスについて、高齢者が安心して必要なサービスを主体性をもって利用できるようにするため、きめ細かな制度周

知の推進とともに、サービス基盤の整備やサービスに携わる人材の養成・確保、身近な地域における相談支援体制の充実が不可欠です。また、こうした利用者のサービス選択を支援するため、事業者の介護サービス情報の公表や事業内容等の評価を通じてサービスの質的向上を図ることが求められます。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることを希望する高齢者が、要介護度が重くなったとしても、できる限り生活の場を変えることなく、自ら選択した場所で、必要な医療や介護などのサービスを受けながら生活を続けることが求められています。

高齢者の生活を地域で支えるためには、介護や医療の保険給付だけでなく、日常生活の場において、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。

(4) 市町村による主体的な施策展開と府との連携強化

地域包括ケアの実現に向けた取組みは市町村の責務であることから、府として市町村を支援するため、高齢者の暮らしを支えるための各サービスの充実や地域包括ケア推進の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化及び認知症支援策の充実を重点施策と位置付け、積極的に推進します。

第4節 計画の策定体制

この計画の策定に当たっては、大阪府の関連施策との連携を図るために府関係部局で構成する「大阪府高齢者保健福祉施策推進会議」において検討を行い、さらに、専門的見地や保険者及びサービス利用者の意見を反映させるため、保健、医療、福祉等の専門家や学識経験者などで構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進委員会」における協議を経て案を作成しています。

また、市町村とともに「計画見直しワーキングチーム」を設置して計画策定に当たっての課題等を協議するとともに、高齢者保健福祉圏ごとに「圏域調整会議」等を開催して市町村域を越えた広域的な調整等を図りました。

併せて、パブリックコメントを実施し、府民から寄せられた意見も踏まえて計画を策定しました。

第5節 関係計画等との関係

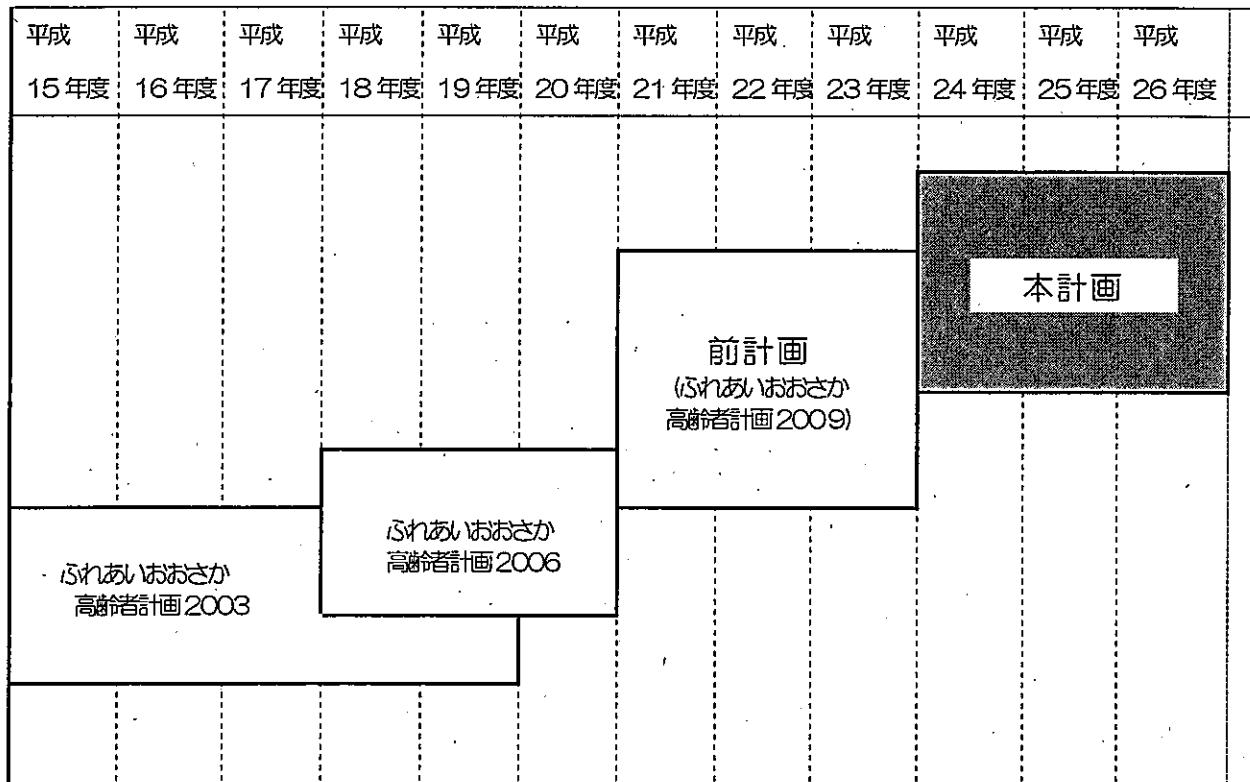
計画の推進に当たっては、「大阪府人権施策推進基本方針」、「大阪府健康増進計画」、「大阪府地域福祉支援計画」、「大阪府保健医療計画」、「大阪府がん対策推進計画」、「大阪府医療費適正化計画」、「第3次大阪府障がい者計画」、「第2期大阪府障がい福祉計画」、「大阪府住宅まちづくりマスタートップラン」、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」等、保健・医療・福祉はもとより幅広い分野における各種計画等との連携を図ります。

第6節 計画の期間

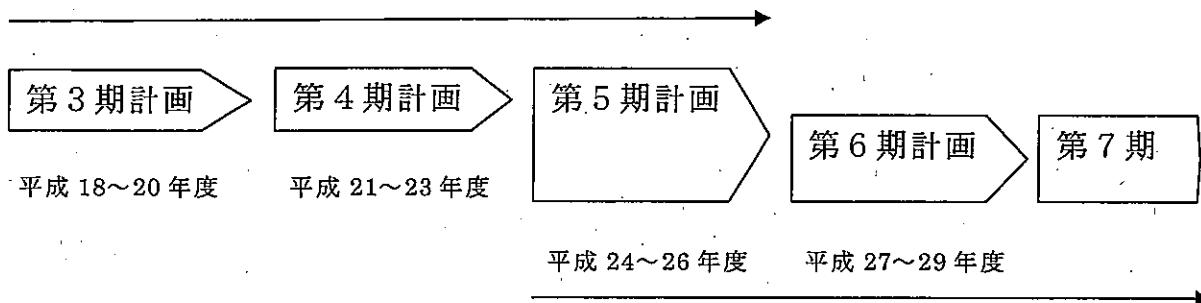
この計画は、高齢化のピークを迎える時期（概ね平成37年）を展望しつつ、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。また、平成26年度中に見直しを行い、次期計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画として策定します。

なお、市町村計画についても同一の期間となります。

【計画の期間】



【計画の位置づけ】



第5期計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置付けられ、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画であるとともに、高齢化のピークを迎える時期(概ね平成37年)を見すえ、第6期、第7期へと地域包括ケアシステムの段階的な整備を進めいくスタートとなる計画です。

第7節 計画の進行管理

市町村をはじめ関係機関や関係団体との連携のもと毎年計画の進行管理を行うとともに、府高齢者保健福祉計画推進委員会において目標達成に向けた推進方策等について審議します。

なお、計画の進捗状況は府ホームページ等*を活用して公表します。

* 府ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/>

府介護保険情報ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/kaigoshien/kaigo/index.html>

第8節 高齢者保健福祉圏の設定

第1項 高齢者保健福祉圏の考え方

広域的な観点から高齢者保健福祉圏を設定し、原則として圏内でサービスが完結できることを目指し、介護保険施設等の適正配置に努めます。

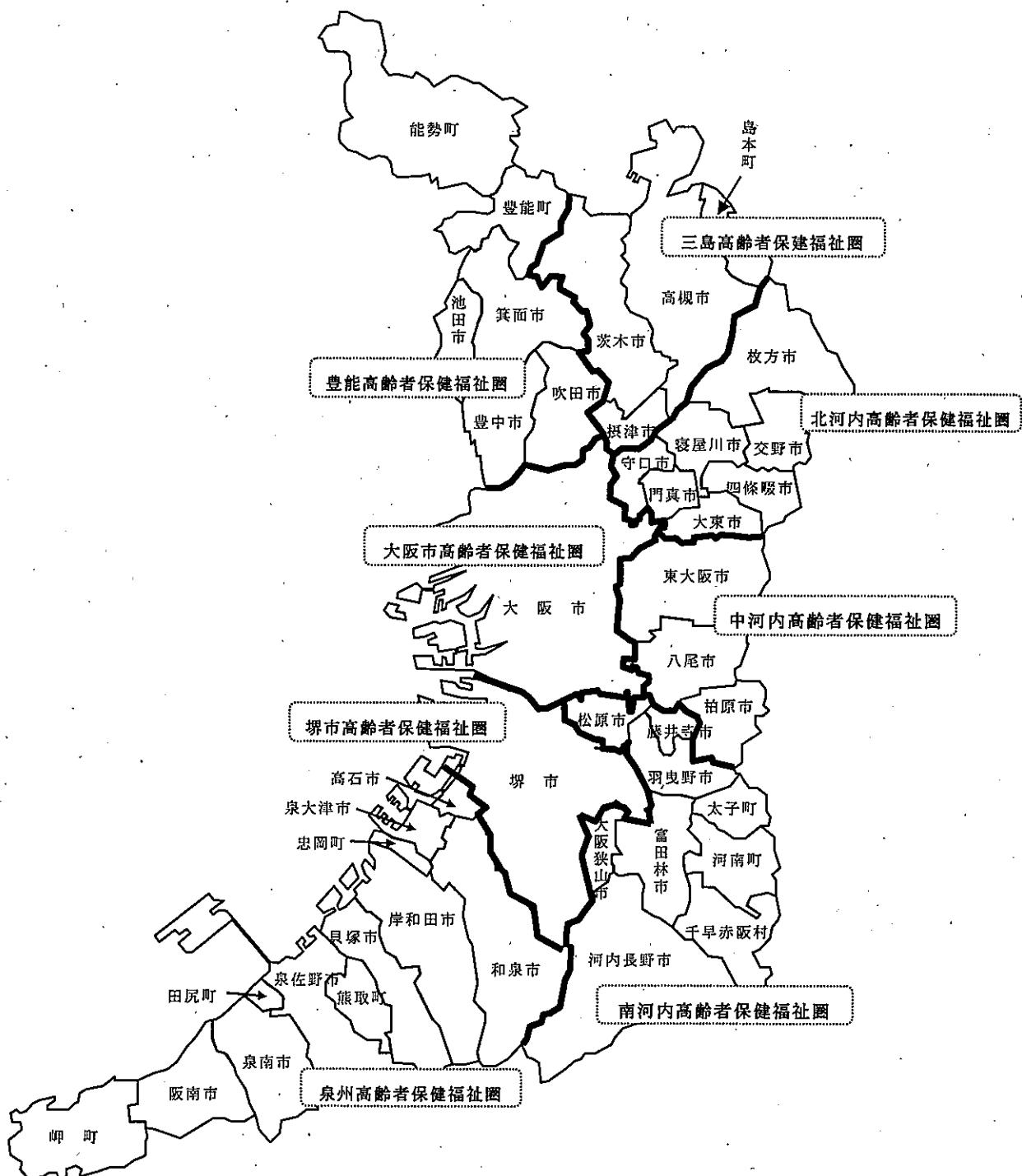
第2項 高齢者保健福祉圏の設定

高齢者保健福祉圏は、保健・医療・福祉の連携を図る観点から府保健医療計画に定める二次医療圏（一般的な保健医療サービスが完結的に提供される地域的単位）と基本的に合致させることとし、次の8圏とします。

【高齢者保健福祉圏】

圏名	市町村
大阪市高齢者保健福祉圏	大阪市
豊能高齢者保健福祉圏	豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町
三島高齢者保健福祉圏	高槻市、茨木市、摂津市、島本町
北河内高齢者保健福祉圏	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
中河内高齢者保健福祉圏	八尾市、柏原市、東大阪市
南河内高齢者保健福祉圏	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
堺市高齢者保健福祉圏	堺市
泉州高齢者保健福祉圏	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

【高齢者保健福祉圏図】



第3項 高齢者保健福祉圏ごとの調整

府と圏内の市町村で構成する圏域調整会議において、介護保険施設等の整備状況やサービスの必要量等を踏まえ施設等の整備計画に関する調整を行います。

また、必要に応じて範囲の調整を行います。